

議会運営委員会会議録（令和 7 年 2 月 21 日）

出席委員 原委員長 青山副委員長 吉森委員 岩城委員 古沢委員 開田委員
竹原議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 石川総務部長 長崎財政課長 高倉総務課長

職務のため出席した事務局職員 石井局長 中田局長補佐

午前10時00分開会

【原委員長】 これより議会運営委員会を開催いたします。

会議日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名委員の指名をいたします。岩城委員、古沢委員にお願いいたします。

日程第 2 令和 7 年 3 月定例会提出案件について、当局から説明をお願いいたします。

【石川総務部長】 おはようございます。

3 月定例会に提出する議案の概要についてご説明いたします。

まず、新年度予算関係でございますが、一般会計のほか国民健康保険事業など 4 つの特別事業会計と水道、下水道の 2 つの事業会計、合わせて 7 件でございます。

補正予算関係は、一般会計の 1 件でございます。

新規条例関係として、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての 1 件。

一部改正条例として、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてなど 14 件であり、廃止条例として、遺児福祉年金条例を廃止する条例の制定についての 1 件でございます。

その他の議案につきましては、工事変更請負契約の締結について、動産の取得についてと地方自治法第 179 条による専決処分の承認を求めることについての 3 件でございます。

このほか、報告案件につきましては、令和 5 年度決算に基づく財務諸表についてであります。

追加議案としましては、人事案件 1 件でございます。

内容につきましては、担当のほうから説明いたします。

【長崎財政課長】 私は予算関係のほうをご説明させていただきます。

まず、議案第9号であります。令和6年度滑川市一般会計補正予算の第10号でございます。

こちら、お配りしております3月補正予算案の概要のほうをご確認いただきたいと思います。

一般会計の第10号でございます。現計予算額につきましては、こちらのほう、後ほど説明させていただきます専決ですね、除雪関係の専決7号、8号、9号とございます。こちらのほうが9号の専決後の額とさせていただきます。

そして、今回、10号の補正額です。2億5,897万円でございます。一般財源につきましては、普通交付税と、あと、ふるさと滑川応援寄附金です。

ふるさと納税でございます。ふるさと納税については今現在、予算計上しておりません。今年度の寄附金見込額約1億7,000万円を3月補正で予算計上するものでございます。

続きまして、歳出のほう、上から順番にご説明させていただきます。

減債基金積立金であります。今回の一般財源の残額を積み立てるものでございます。年度末残高は、こちら、記載のとおりであります。

ふるさと納税推進事業費。今ほど申し上げましたふるさと納税、見込みよりも多く入ってきております。その寄附金の増額に伴います返礼品の発送費用等でございます。

防災対策推進費です。こちらは国の補正予算の交付金のほうを活用いたしまして、多目的車両ですとか備蓄倉庫を整備するものでございます。国の補助が2分の1であります。ほか、その他財源のほうで60万円計上しております。こちらは2件の寄附金を活用しまして、防災資機材のほうを整備するものでございます。

福祉のまちづくり事業基金積立金。福祉のまちづくりということで、17件分のご寄附をいただいております。こちらの積立てとなります。

社会福祉施設等特別支援事業費であります。こちらは障害福祉サービス、介護サービス事業者への食材費の支援でございます。1月補正において、燃料費に係る支援について計上させていただいております。今回、県と合わせまして、食材費について、定員に応じて支援するものでございます。

自立支援給付費。こちらは自立支援給付費の増額でございます。国が2分の1、県が4分の1の負担でございます。

厚生連滑川病院運営費補助金。こちら、1件の寄附がございました。こちらは厚生連へ

の補助金ということでのご寄附をいただいております。市の予算を通しまして、補助金として厚生連のほうに支援するものでございます。

土地改良対策事業費であります。国の補正に伴います土地改良費の負担金でございます。事業費の11%相当額となっております。10%分については起債のほうを充当させていただきます。

治山事業費であります。こちらは令和5年7月の豪雨によりまして、東福寺地内の山腹崩壊に伴います事業でございます。こちらは事業費が確定しましたので、財源の更正を行うものであります。

漁港管理費であります。こちらは滑川漁港の機能保全事業の負担金でありまして、市の負担としては、事業費の15%相当でございます。

県道舗装改良負担金であります。こちらはいつも年度末のほうに精算ということで、県道の改良に係るものでございまして、市の負担分として10%の負担金でございます。当初予算に500万円の予算がございまして、その不足分を今回計上するものであります。

市道舗装費であります。こちらは継続路線1件、新規路線2件の舗装工事でございます。

河川改良費。こちらは能登半島地震によります液状化による被災河川、堀江地内の被災河川についての改修工事でございます。

民間宅地開発事業補助金です。上小泉地内の民間宅地事業に係る補助金であります。要綱に基づく助成金でございます。

国県支出金等返納金であります。児童手当交付金等の返還金でございます。

続きまして、裏のほうをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございます。全部で19件でございます。上から順番に申し上げます。

一般管理費。契約管理システムによりまして、こちらはクラウドの自治体間での調整により、翌年度に繰り越すものでございます。

防災対策推進費は、今回補正分でございます。

被災者生活再建支援事業費。こちらは能登半島地震によります準半壊の認定世帯のうち、1世帯分が未申請でございます。住宅再建の支援金に係るものでございます。

診療所開業等支援事業費であります。こちらは精神科診療所、公園通りにできるということで、こちらは開業のほうが4月の予定となっておりますので、繰り越すこととしております。

環境美化促進事業費です。市のほうの土砂置場、江ざらいした後の土砂置場なんですけ

れども、東福寺地内にございます、そちらの用地を購入する費用でございます。ちょっとまだ地権者との調整が整っていないということでの繰越しでございます。

土地改良対策事業費。こちらは今回の補正分です。

漁港管理費。こちら今回補正分を含めたものの、県営滑川漁港への負担金等でございます。

続く4つ、道路施設整備費から菰原辰野線道路改良事業費まで。こちらは社会資本整備総合交付金事業でございます。こちらは国の補助事業でございまして、残額のほうを例年、翌年度へ繰り越しているものでございます。

市道舗装費は今回補正分であります。

道路改良費は市の単独の事業でございます。用地ですとか補償費、こちらについて、交渉について少し時間がかかっておりまして、繰り越すものでございます。

河川改良費は、9月補正で予算づけしていただいたものでございます。田中川の長寿命化計画の設計に係るものでございます。及び、今回補正分、堀江川の改修に係るものでございます。

都市計画事務費であります。こちらは立地適正化計画に係るもので、翌年度への実施分ということで、残額を繰越しするものであります。

まちづくりプロジェクト事業費であります。こちらは12月補正のほうで計上させていただいております、県のまちづくり総合支援事業に係る事業でございます。ショートドラマを作成する事業でございまして、こちらのほう、ちょっと今作成が遅れているということで繰り越すこととしております。

宅地液状化等復旧支援事業費であります。こちらは9月補正で計上させていただいたものでございます。復旧工事に係る支援ということで、1件分のものでございます。

河川水路災害復旧費であります。6月補正で計上させていただいております、有金川の護岸改修にかかる費用でございます。

農地農業用施設災害復旧費。12月補正で計上させていただいております、6月30日の豪雨によります中野地内での畦畔の崩落に伴います復旧工事でございます。

続きまして、地方債補正の追加でございます。

こちらは、先ほどの防災対策推進費に係るものでございます。主に備蓄倉庫ですとか多目的車両等に充当を想定しております。

変更については3件ございます。

農業生産基盤整備事業であります。こちらは土地改良費の負担金分ということで2,500万円の増でございます。

治山事業については、先ほど申し上げました事業費の確定に伴います40万円の増。

水産業施設整備事業については、こちらは県営滑川漁港の負担金ということで270万円の増となっております。

補正については以上となります。

続きまして、議案第28号、先ほど申し上げました専決でございます。専決1号・2号・3号でございます。一般会計補正予算の7号、8号、9号でございます。こちらは共に除雪に係る経費でございます。

7号につきましては8,000万円、専決日が令和7年1月16日でございます。こちらの8,000万円の財源については普通交付税のほうを充当しております。

続きまして、8号でございます。こちらと同じく8,000万円でございます。こちらも専決日は2月7日でございます。財源については、普通交付税と、あと臨時財政対策債が確定しております。臨時財政対策債を460万円増としております。起債の変更についても、併せて専決させていただいております。

続きまして、専決、一般会計の第9号でございます。専決日が2月18日、最後の専決費については6,000万円でございます。こちらの一般財源については固定資産税のほうを充当させていただいております。

これも、先ほど部長のほうからもありましたように、報告第1号として、令和5年度決算に基づく財務諸表について報告させていただく予定としております。

以上になります。

【原委員長】 ありがとうございます。

【高倉総務課長】 私のほうからは、予算関係以外の議案につきまして、議案一覧表を基にご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、条例関係ですが、先ほど部長が説明したとおりでありまして、新規制定条例が1件、一部改正条例が14件、廃止条例が1件の計16件を提案させていただくものであります。

それでは、概要をご説明いたします。

議案第10号になります。これにつきましては、根拠となる法令等の改正が公布され、本年4月1日から施行されます。乳児等通園支援事業は市による認可事業となることから、必要な設備及び運営の基準について、内閣府令の基準に従い、条例で定めるものでありま

す。

次に、議案第11号になります。これにつきましては、根拠となる法令等の改正が公布され、本年6月1日から施行されることに伴い、条例の引用部分を改正するものであります。市の条例の中には、懲役だとか禁錮などの罰則規定を設ける条例がございます。今回の法令等の改正に伴い、全て「拘禁刑」に用語が改正されるものでありまして、その用語の改正に必要な条例の改正になるものでございます。条例の改正が必要な、該当する条例につきましては、市の職員の給与に関する条例ほか4件ございます。

次に、議案第12号になります。これにつきましては、昨年8月の人事院勧告の内容を踏まえ、国家公務員の給与制度を参考に、当市の給与条例において給料表及び各種手当の見直しが必要なことから、所要の改正を行うものであります。

なお、給料表の見直しについては、国の給料表に置き換えるだけでありまして、職員の支給額自体を変更するものではございません。扶養手当につきましては、支給対象者と手当額の改正、通勤手当につきましては、上限額の引上げなどの所要の改正を行うこととしております。正規職員のほか、フルタイム会計年度任用職員も該当することから、関係する条例をまとめて改正することとしております。施行期日は本年4月1日からとなっております。

次に、議案第13号になります。これにつきましては、根拠となる法令等の改正が公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、条例の引用部分を改正するものであります。これまで3歳未満児のいる職員は時間外勤務の免除対象でしたが、この改正により、未就学児の子がいる職員まで拡充されることになります。また、家族の介護により退職する職員を未然に防ぐため、仕事と介護の両立に向けた支援制度の情報提供を行う職場環境の整備に関する改正もございます。

次に、議案第14号になります。これにつきましては、根拠となる法令等の改正が公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、条例の引用部分を改正するものであります。引用元となる法律の条番号の繰下げによる改正でありまして、その条文には職員の介護休暇の取得に関する内容が規定されております。

次に、議案第15号になります。これにつきましては、市内の全小中学校に学校運営協議会を設置することから、必要な議員報酬額を当該条例において定める改正を行うものであります。施行期日は令和7年4月1日となっております。

次に、議案第16号になります。これにつきましては、根拠となる法令等の改正が公布さ

れ、本年４月１日から施行されることに伴い、条例の引用部分を改正するものであります。引用元となる法律の条番号の繰下げによる改正でありまして、その条文では法人番号について規定しております。当該条例では、市民税を賦課徴収する場合などの部分で引用しております。

次に、議案第17号になります。これにつきましては、根拠となる関係法令において、災害弔慰金の支給に際し、審議する機関の設置が努力義務とされておりました。今回、令和６年能登半島地震等を受けまして、審議する機関の必要性が高まったことから、所要の改正を行うものとなります。施行期日は公布の日からとしております。

次に、議案第18号になります。これにつきましては、根拠となる法令等の改正が公布され、本年４月１日から施行されることに伴い、条例の引用部分を改正するものであります。本事業の対象となる施設は、市内にはありません。よって、条例改正による影響はございませんが、国の制度と条例を一致させておく必要がありますので、今回改正するものでございます。主に家庭的保育事業所同士の連携及び栄養士の配置基準に係る改正となります。

次に、議案第19号になります。これにつきましては、根拠となる法令等の改正が公布され、本年４月１日から施行されることに伴い、条例の引用部分を改正するものであります。これにつきましても、本事業の対象となる施設が市内にはないことから、条例改正による影響はありません。先ほどと同じく、国の制度と条例を一致させておく必要があることから改正するものであります。主に地域型保育事業所同士の連携に係る改正となります。

次に、議案第20号になります。これにつきましては、根拠となる法令等の改正が公布され、本年４月１日から施行されることに伴い、条例の引用部分を改正するものであります。これによりまして、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されます指定通所介護事業所等の栄養士の配置基準について、見直しされることになります。市内には８施設が該当します。

次に、議案第21号になります。これにつきましては、根拠となる法令等の改正が公布され、既に施行されていることから、条例の引用部分を改正するものでございます。これによりまして、複数の地域包括支援センターが設置されている自治体は、職員の配置基準の緩和の恩恵を受けることができますが、当市の場合は包括支援センターが１か所のため、影響は限定的なものとなります。

次に、議案第22号になります。これにつきましては、当該条例における空き地の定義規定が不明確であることから、農業をしておらずに放置されている土地を定義規定に追加す

ることとしておりまして、遊休農地的な跡地も空き地の対象とする改正を予定しております。この改正によりまして、適正な土地の管理に寄与するものと考えております。

一覧表の裏面をお願いいたします。

次に、議案第23号になります。これにつきましては、根拠となる法令等の改正が公布され、本年6月1日から施行されることに伴い、条例の引用部分を改正するものであります。引用元となる法律の条番号の繰下げによる改正でありまして、その条文では、当該条例において公園内における高齢者や障がい者に配慮した設備、点字ブロックについて規定しております。

次に、議案第24号になります。現在、ジュニアアスリートの育成や支援を目的としまして、市総合体育センターで市内のスポーツ少年団や中学校の部活動団体が練習で利用する場合、利用料金の免除をしております。現行の規定では、弓道場、相撲場及びボクシング場は免除する場所に含まれておりませんので、それらを免除する所要の改正を行うものであります。

続きまして、廃止条例になります。

議案第25号、当該年金は死別の遺児に限定しております。また、死別の場合は遺族年金が受給可能であることなど、他の子育て支援施策が充実している中で事業継続の必要性が低いことから、今年度末をもって事業を廃止することになっております。あわせて、条例も廃止するものでございます。

条例改正につきましては、以上となります。

次に、その他案件の議案でございますが、議案第26号になります。これにつきましては滑川中学校グラウンド改修工事の変更請負契約を締結するものであります。地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、昨年8月9日に臨時会において議決をいただきました。工事を施工していく中で、樹木の伐採工事やグラウンドの設備工事に設計変更が生じたことから、変更請負契約の締結のため、改めて議会の議決をお願いするものでございます。増額につきましては、290万円余りの増額変更となる予定としております。

議案第27号になります。これにつきましては、第2期GIGAスクール構想による県の共同調達に係るもので、児童生徒らが使用するパソコン及びライセンスを購入するものであります。地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

最後、続きまして、人事案件でございます。1件でございます。

議案第29号になります。これにつきましては、人権擁護委員6人のうち1名が6月30日をもって任期満了となることから、1名の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

私のほうからは以上となります。

【原委員長】 ありがとうございます。

ただいまの当局の説明につきまして、質疑はございませんでしょうか。

(質疑する者なし)

【原委員長】 ないようであります。

当局より、その他で何か説明することはありますでしょうか。

【石川総務部長】 ただいま議案の説明をさせていただきました議案の中での第26号議案、工事変更請負契約の締結についてでございます。

工期の関係、3月25日としているようなところもございますので、先議で対応いただければというお願いでございます。よろしくお願いいたします。

【原委員長】 今ほどの先議の件につきまして、議員の皆さんから何かありますか。その他も出てきますが、よろしいでしょうか。

(特になし)

【原委員長】 それでは、当局の皆さんには、その他ないようでありますので、退席をお願いいたします。

(当局退室)

【原委員長】 それでは、日程第3 請願、陳情、意見書等について、事務局から説明をお願いいたします。

【石井局長】 それでは、請願、陳情、意見書等についてでございます。一覧表のほうをご覧ください。

一覧表に書いてありますとおり、今のところ、意見書提出要請が1件と要望書が1件ございます。

まず、資料1になりますけども、富山県労働組合総連合からの「最低賃金の全国一律制と中小企業支援の拡充を求める意見書」についての陳情」でございます。

最低賃金の大幅な引上げに当たっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができず、最低賃金決定の3要素のうち「事業の賃金支払能力」を除外し、中小企業、小規模事業者が最低賃金の引上げに対応できる特別な支援策と財政措置を国の責任とする

意見書を提出していただきたいとのことで提出されたものです。

なお、昨年12月に富山県議会の議員提出議案のほうで同様の意見書が可決され、意見書が提出されたとのことでございます。

次に、要望書1件についてでございます。

資料2になりますけども、パワハラから職員を守る都道府県民の会連絡会とハラスメントから職員を守る富山県民の会からの「政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書」が郵送で届きました。

この要望につきましては、先例に倣い、参考配付としたいと考えております。

なお、最終受付は2月25日の火曜日となり、それまでに案件の追加があれば、3月3日月曜日、本会議前の9時から、議会運営委員会を開いて協議いただきたいと思います。

追加提出があれば、今回の意見書1件と合わせて、各会派・グループのほうで協議をいただき、3月11日火曜日9時からの議会運営委員会のほうで協議結果を報告していただきたいと思います。

以上でございます。

【原委員長】 ありがとうございます。

それでは、今のところ、意見書提出要請が1件ということですが、2月25日までに追加で案件が出てくれば、今ほどの説明のとおり進めたいと思います。

郵便での提出の1件につきましては、先例に従い、要望書として参考配付とさせていただきます。

日程第4 その他に入ります。

まず、委員の皆さんから、その他で何かありませんでしょうか。

【岩城委員】 では、広報広聴委員会から、議会報告会についてちょっと提案を申し上げたいと思います。

議会報告会実施要領につきましては、開催時期及び会場は広報広聴委員会で協議いたしまして、議会運営委員会において決定するということになっておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

令和7年度議会報告会については、実施時期は7月初旬頃までに行いたいということで、スタート時間は午後7時からということになります。1時間半程度。開催場所については市民交流プラザで行いたいということです。

今回は特定の団体を対象としての意見交換会を行いたいと思っております。特定の団体

につきましては、第1希望といたしまして、市小中学校のPTA連合会、そしてまた、第2希望に関しましては、自治会連合会ということであります。

2つまとめてという話もあったわけなんです、これはあまりにもちょっと人数が多過ぎるなということになりまして、まずは市の小中学校PTA連合会にお願いをいたしたいと思っております。

議会運営委員会での決定を受けまして、25日の定例議員協議会で報告した後、第1希望であります小中学校PTA連合会と連絡、相談いたしまして、広報広聴委員会での内容等を検討していきたいと思っております。

去年のようなわけにはいかないと思っておりますので、今度は、ある程度人数を確保したところで行いたいと思いますので、ご提案を申し上げたいと思います。

以上です。

【原委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明、滑川市議会報告会実施要領第2条によりまして、報告会は年1回以上開催し、開催時期及び会場は広報広聴委員会において協議し、議会運営委員会において決定することとなっております。

ただいまの岩城委員長の説明に対して、ご質疑等はありませんでしょうか。

(質疑する者なし)

【原委員長】 ないようでありますので、25日の定例協のほうでまた説明をいたしたいと思えます。

【岩城委員】 これで、お願いします。

【原委員長】 議会運営委員会のほうは、これで決定ということです。よろしく願いいたします。

あと、竹原議長から報告をお願いいたします。

【竹原議長】 お願いいたします。

皆様のお手元のほうに、ホッチ留めで富山県町村議会議長会との合同要望についてという案件をお配りさせていただきました。

これにつきましては、今年の1月ですが、富山県議会議長の山本議長さんが、県の経営者協会、県中小企業団体中央会、富山経済同友会、県商工会議所連合会と、それぞれの各種団体に、議員の成り手不足ということで、各企業さんへの要望といいますか、就業規則の改定について要望活動を行ってきた経緯がございます。

それに伴いまして、先日、2月の17日月曜日であります、町村議長会のほうで、この要望を合同で出そうということで決定されました。

これに伴いまして、市議会議長会においても、連名でぜひ要望してくれないかという要望が富山の市議会、横野議長さんのほうからお声がけもあって、現在に至っております。

一応この要望については、最後から2ページ目のほうに書いてありますが、企業の就業規則において、まず議員の成り手不足ということで、立候補に伴う休暇制度を設けることと、あと議員との副業、兼業を可能とすることが2つの大きな要望事項でありますので、これについて、可もなく不可もなくといいますか、各市議会議長の判断で、この要望について賛成するか反対するかの決を採ってくれということでありました。

議員の皆様には諮る時間もないということでありますので、今回報告という形になりますが、このような要望が来ておりましたので、議長の判断で連名要望ということで、私自身、賛成する旨で出そうかというふうに思っておりますので、報告とさせていただきます。

【原委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご質疑等ありますでしょうか。

(質疑する者なし)

【原委員長】 ないようでありますので、そのように進めさせていただきたいと思います。

なお、先ほど総務部長からありました議案第26号、工事変更請負契約の締結につきまして、3月定例会初日の本会議において審議することについて、先ほども確認いたしました。が、ご異議ないということで進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、そのとおり進めたいと思いますので。

次、事務局から何かありますでしょうか。

【石井局長】 それでは、5点ほどございまして、お願いいたします。

ちょっと、今ほどの先議の関係の資料を配付いたします。

お手元のほうに、3月定例会の会議日程案の本日現在、2月21日現在の物と初日の議事の流れをお配りいたしました。今ほどの議案第26号を先議するため、ほかの議案と切り離して委員会付託し、本会議で初日に採決するための日程を追加しております。

日程のほうの一番上の28日になりますけども、最初の本会議のほうで、提案理由説明を一通り市長からしてから、今の26号も含めて補足説明があって、26号について、議案の委員会付託をします。総務文教消防委員会のほうで協議していただいて、終わり次第、委員

長報告、質疑、討論、採決を26号のほうについて行う形で書いております。

もう一つの議事の流れにつきましては、今ほどと重複しますが、会議録署名議員の指名、会期の決定を行った後、議案第2号から報告第1号までを一括上程議題として提案理由説明を受けまして、議案第26号の工事変更請負契約の締結については、切り離して先議する旨をお諮りし、総務文教消防委員会へ付託し審議されます。

本会議を再開して、総務文教消防委員長による委員長報告の後、質疑、討論を経て、議案第26号の採決を行うことになります。

なお、総務文教消防委員会への付託、審議の際の当局の委員会への出席者につきましては、市長、副市長、教育長、三役のほか、案件に直接関わる部課長等のみとしてよろしいか、後ほどご確認をいただければと思います。

また、日程の3月3日のほうになりますけども、今はまだ書いてありませんけども、本会議終了後、予算特別委員会を開催して、正副委員長の互選を行うことを予定しております。

先議の関係は以上でございます。

続きまして、委員長報告についてでございますが、定例会中の常任委員会の委員長報告を作るわけなんですけども……。補佐のほうから。

【中田局長補佐】 早速、初日に先議して、委員会を開きまして、委員長報告をするわけなんですけど、この辺に関しまして、平成29年度の議会改革のほうで、委員長報告のほう、最後にどういう内容の質疑があったかということを加えて、傍聴者とかそういう方に対して、どういう審議をしているか分かるものを明らかにしていこうということで、こういう質問があって、こういうふうには当局は答えましたよという文言を、最終日の委員長報告に盛り込むようにしております。

それにつきましては、本会議の最終日の委員長報告については時間的な余裕もあるものですから、しっかり練り込んで作成できるんですけども、追加提案でありますとか、臨時会の委員会につきましては、委員会終了後、直ちにその質疑の内容を確認して、事実関係の確認、答弁の確認をした上で委員長報告に盛り込んでおるものですから、本会議の再開までにかかなりの時間を要しておるところでございます。

もちろんそういった審議の内容を盛り込むことは大事なんですけども、それによりまして、本会議の再開、議事の進行が遅れていくということがちょっと最近多かったものですから、今回、原則、追加提案でありますとか、その日のうちにすぐに委員長報告をする

場合については、細かな審議の内容については基本的には省略して、どうしてもこれはちょっとと言わなきゃならないだろうと。そういうことを委員長が判断した場合のみ、細かな審議の内容を載せるということで、議運で確認していただければと思います。

大体いつも委員会が終わっても、20分ぐらいは皆さんをお待たせしておるような状況でございまして、その辺もどうなのかなと思ったので、ご提案させていただく次第でございます。

後ほどまた確認をしていただければと思います。お願いします。

【原委員長】　じゃ、この、局長のほうから説明ありました、委員会へのまず出席者は市長、副市長、教育長のほか、案件に関わる部課長のみということでしょうか。

（異議なし）

【原委員長】　はい。なら、これは市長、副市長、教育長のほか、案件に関わる部課長のみとして進めたいと思います。

今ほどありました委員長報告につきましてであります、大きな質疑が、「大きな質疑」という言い方はあれですけども、大事な質疑があったとなれば、当然報告というふうになろうかと思いますが、淡々と進んでいった場合の委員長報告につきましては、そういった質疑等の説明を省いて進めさせていただくというような方向になろうかと思いますが。どんなものでございますか。

委員長報告には……

【青山副委員長】　いや、条例制定した意味がなくなるので、であるならば、最終日に補足で内容を伝えていただけるような形で精査してもらえれば助かります。

【古沢委員】　議決した後にその質疑の中身を言ってもあまり意味がないと思うので、やるのであれば、やっぱり委員会が終わった後に、委員会の中でこういう質疑がありました。何が大事で何が大事じゃないかって、それはなかなか難しい話なので、そこは、ある意味、正副委員長に判断していただければいいのではないかという気はするんですがね。

【中田局長補佐】　今回のこの提案に関しましては、事務局発案というわけではございませんで、多くの議員さんから、本会議の再開は何時になるんだとか、早くしてくれよというような言葉がかなり多かったものですから、そうしたほうがいいのかと思った次第ですが、副委員長とか古沢委員が言われることは大変もつともだと思いますので、正副委員長の判断の下、載せるべきと判断したら、ちょっと時間がかかってでもやっていくということで、今までどおりのルールで、それでは、させていただこうと思いますので、お願い

いたします。

【原委員長】 よろしいでしょうか。

(異議なし)

【原委員長】 はい。なら、そのように進めていってください。

あと、皆さんから何か、この２点につきまして。

【石井局長】 今の２点、よろしいですか。

【原委員長】 はい、いいです。

【青山副委員長】 その他で、今の説明の後。

先決は先決で分かったんですけども、これ、議案の番号、26号じゃないですか。新年度、3月定例会でスタートしている中で、その議案の先決の番号が最後、こだわりはないですけども、先に議決をしてしまっていて、これ、普通なんですか。

後先、議案の番号は、その後結局、最終日に議案第2号からの議案採決を我々はするわけですけども、26号という番号を先に、先決で議決してしまっていて、違和感にはあるんですけども、その辺って何かあるんですか。

【中田局長補佐】 議案番号について、当局のほうも、どうしたものかということで悩んでおられたんですけども、向こうの議案番号をつけるルールの方ですね。一括上程しますので、最初に予算、補正予算、新規条例、一部改正条例、廃止条例、その他ということで、かなり悩んではおられたみたいなんですけども、26号だけ先議ということで、イレギュラーではあるんですが、ルール上問題はないということで、後で見たときに確かに分かりづらいと思うんですけど、ちょっと悩んだところではございます。

【原委員長】 副委員長、どうですか。

【青山副委員長】 ルール上は問題ないのであればいいんですけども、やっぱり市民が見たときに、あれれってならないようにだけ、当局のほうでまたこういうことがあれば、頼んでもらえればと思います。

【古沢委員】 先例あるでしょう。ない。先議の先例。

【中田局長補佐】 先議の先例、幾つかあるんですけども、今回のように、一括上程してその中の部分ということはありませんで、近いところと言いますと、最初の議運で説明した後、ほとんど、3年前に裁判の上告があったんですけども、それはここに間に合わなかったのが、最初から議案番号は後ろについておったんですね。追加提案だったんです。

それより前になりますと、名誉市民の、これも先議しておったんですけど、名誉市民は

ちょっと別といいますか、本来のものと別なので、最初のほうに番号を取っておったんですけど。

【古沢委員】 要するに、この議案番号のつけ方って、先議の関係、特にルールがあるわけではないんだろうと思うんです。もうずっと前に何か工事絡みで、いつだったか忘れたけど、先議をやったことあるような気がするんですよ。今みたいな名誉市民だとかそういうことではなくて、やっぱり入札を早くしなきゃならないのでみたいなことがあって、何かかなり前にあったような気がするのです。

要するに、副委員長が言われるのは、議案番号と先議との関係が、特に定めたものがなければ問題はないと、こういうことなのでしょう。ルールに反していなければね。

だから、ルールみたいのがあるのかないのかもよく分からんけど、先議ということを決めてしまえば、それは番号とは直接は関係ないという考え方でいいんだよね。

【中田局長補佐】 おっしゃるとおりでございまして、これ、一括でご提案する時点では先議はまだ認められていないわけで、これで出すしかない当局も。今先議になったので、議案番号を、例えば議会のほうから変えてくれという話も、もう議案書も出来上がってしまってお中でちょっと難しいところであるんですが、確かにおっしゃることは分かります。

【青山副委員長】 今言おうとしても、いい感じの意見が出てこないんですけど、専決処分期間内って、どのぐらいで期間内って今ちょっと出てこないのであれですけども、ある種、3月定例会で上げて、一括で上げたんなら、最終日で全部で議決してもよかったんじゃないかなとも、ふと思ったりとかして。

【中田局長補佐】 工期があったんです、下旬ということで。

【青山副委員長】 間に合わなかったということですね。

【中田局長補佐】 本当にやむを得ずというところかと思しますので。

【青山副委員長】 もうやめますわ。はい、分かりました。

【原委員長】 工期的なものがあるから。

【青山副委員長】 無理ですということですね。

【原委員長】 そしたら、よろしいでしょうか、これは。

(異議なし)

【原委員長】 あと、次。

【石井局長】 あと3点ほどございまして、すみません。

3月11日、質問の2日目になるんですけども、東日本大震災があった日でございます、黙禱についていかがいたしましょうかということでございます。

昨年は予算特別委員会だったということもありまして、実施はされなかったんですけども、その前の年が、ちょっとまた本会議の日。その日は行ったという実績がございます。

その辺りを踏まえて、今回どのようにしたらよろしいかなと今考えておるところでございます。

【原委員長】 委員の皆さんのご意見。

国からとかの要望というか、要請とか、声はないがですね。

【中田局長補佐】 おととしも、やらないという前提で議運の皆さんとお話ししておったところ、2月の下旬になって、政府のほうから、忘れないためにぜひやってほしいという連絡があつて、議長以下皆さんとお話しして、急遽やっぱりやりますけど、このやり方いいですかと確認したことがありますので、今日時点では正式には来ていないんですけど、来る可能性はあるとは思います。

【青山副委員長】 能登もありましたし、言うても1分少々のこととかだと思うので、風化させないためにも、今後地震、絶対この国は起こりますので、やっていきましょうか。どうでしょうか。

【原委員長】 皆さん、よろしいですか。

【古沢委員】 別に異論はないがけど、あら、どうだったけ。時間でやっておったんだっただけ。

【中田局長補佐】 前回の場合は、実際地震が起こった2時何分にかかる議員さんの前で入れておりました。

【原委員長】 3時43分やったけ。

【石井局長】 2時26分ぐらいです。

【中田局長補佐】 なので、議長と事務局で進行を見ながら、じゃこの議員さん、このぐらいで終わりそうだから、ここで黙禱を入れようかというようなことでやっておりました。

【古沢委員】 私の意見として、議長采配に任せるちゃ。

【原委員長】 なら、皆さん、それでよろしいでしょうか。議長采配で黙禱はするということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

【原委員長】 じゃ、また議長のほうにお願いしたいと思います。

【竹原議長】 はい。

【原委員長】 それでは。

【石井局長】 すみません、続きまして、お手元のほうにお配りしております「定例会等の当局の欠席届について（案）」ということで書いておりますので、ご覧ください。

現在、当局側の課長等の議場への入室が、答弁は部長、三役がやるんですけども、その答弁に合わせて課長が入室したり、あと補足説明があったり、なかったりということで、課長等については出入りがありますことや、あと、これまで欠席届の提出基準というのはしっかり定まっていなかったということもありまして、ちょっと確認させていただきたいなと思ったものでございます。

こちらに案として書いておりますのは、本会議につきましては、議場に常に入る庁議メンバー、三役、5部局長、3特定課長というのは企画・財政・総務課長です、については、欠席する場合は届けを提出してもらおうと。そのほかの出入りするような課長等については、三役ですとか5部局長の答弁のサポートや補足説明があろうとなかろうと、提出は要らないという形のものでございます。

定例会中の委員会につきましては、出席者全員が説明する何かしら可能性がありますため、欠席の場合は全員提出してもらおう。臨時会につきましても、もともと出席者が限定されておるものですから、欠席する場合は提出してもらおうということで、今案として書かせていただきまして、これでよろしいか、変更もある場合について、3月から、この定例会のほうから適用したいと考えております。

【原委員長】 今ほど局長のほうから説明がありましたとおり、この案につきまして、皆さん方からのご意見をお聞きしたいと思います。本会議、委員会、臨時会、3つのほうに分かれておりますので、全て含めて、どんなものでしょうか。

【古沢委員】 結構です。

【岩城委員】 当局のやりやすいように。

【青山副委員長】 いや、これに関しては異論はないんですけども、要はこういう要望が当局から来ていることで、それは理解して、常々言っているとおり、議場での答弁のときに、部長が振り返って、課長の声が聞こえる状態になっているというのがあまりにも不適切だと思っておりまして、やっぱり庁議の時点で、部課長で我々の質問を見ていただいて、しっかり答弁を練って持ってきてもらわないと、窮したときの答弁ですぐにああいっただことになる、部長答弁にしている意味がありませんので、それは当局に言っていた

きたいということのみです。

あともう一つは、去年あった質疑の中では、部長が、いわゆる詳細な業務を行っていないがゆえに、答弁では、座り込んで手も挙げないというのは一、二回見受けられましたので、そういった場合も困りますので、こういうのを議会側に要求をするのであれば、当局もしっかり準備してきていただきたいということを再度お伝えください。

【石井局長】 今ほどのご意見、また伝えておきます。

【原委員長】 よろしいですか。

【青山副委員長】 はい。

【原委員長】 では、続きまして、もう1件。

【石井局長】 すみません、最後になりますけども、もう一枚お配りしております「政務活動費の手引き 改正箇所」というものでございますが、ちょっと枠で囲んでありますけども、真ん中下のほうに、今までは「貸与されるタブレット端末に係るリース料及び通信料は、別途定めた経費（事務局提示額）」というのは、ちょっと分かりにくいような、かつ事務局も登場しておりまして、あまり適切ではないのかなというところもございます。

こちらは、何かといいますと、この経費につきましては、タブレット端末の2分の1相当をご負担、議員さん方にさせていただいている中で、そこから、「LINE WORKS」というものがあったと思うんですけども、その分の通信料を差し引いて、その残りの2分の1を負担していただいて、事務局からその内訳みたいものを提示した額を納めていただいていたと。

それをちょっとシンプルな形にして、「LINE WORKS」も1年経過して、これで、皆さん使っておられないこともありまして、終了しております。

それで、一番下に書いてありますとおり、「リース料及び通信料の2分の1」というシンプルな書き方、これで正確な書き方にはなってきますので、そういった形に改めたいと考えておるものでございます。

以上でございます。

【原委員長】 今ほどの説明に対して皆さん方からご意見、よろしいですか。

（特になし）

【原委員長】 それでは、皆さんのほうから、質問等ございますか。

【開田委員】 今局長5つあると言われたけど、5つけ、これで。

【石井局長】 先議のお話、日程をお配りしたお話。あと、委員長報告を時間がないとき

にどこまでというお話、東日本大震災、当局の欠席届、今ほどの政務活動費。

【開田委員】 分かりました。

【石井局長】 すみません。

【開田委員】 さっき、当局の欠席届、3番目ですと言われて、次、政務活動費を言われたから、もう一つ何だったろうかと。

すみません、オーケーです。

【石井局長】 失礼いたしました。

【原委員長】 ほかにありませんでしょうか。

(特になし)

【原委員長】 ないようでありますので、これで質問は閉じさせていただいて、議案第26号の委員会付託時の当局の出席者につきましては、先ほどの事務局からの説明のとおり、市長、副市長、教育長のほか、案件に関わる部課長等のみということで進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の議会運営委員会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午前11時01分閉会